

岩手県告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和8年4月1日次のとおり委託した。

令和8年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指定年月日	委託期間
名称	住所又は事務所の所在地			
弁護士法人ブレインハート法律事務所	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	1 県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）及び県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）に基づく家賃及び駐車場利用料の収納（県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅を退去した者が滞納している家賃及び駐車場利用料に限る。） 2 県営住宅等条例第27条第2項及び第32条第3項並びに県営特定公共賃貸住宅等条例第25条第2項の規定による金銭の収納（県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅を退去した者が滞納している金銭に限る。） 3 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条の規定による児童扶養手当返還金の収納 4 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定による返還金、同法第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金及び保護費に係る不当利得による返還金の収納 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による応急仮設住宅に係る損害賠償金の収納 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく貸付金の元利償還金（貸付けを受けた者が滞納しているものに限る。）及び元利償還金に係る遅延損害金の収納	令和8年4月1日	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで